

# 施設設備基準別添付書類チェックリスト

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
1	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること  < 規則第3条の3第1項第1号 >	右欄のいずれかを選択  土地について	<b>土地所有権を有する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4イ >  使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 <b>不動産登記簿謄本/抄本</b>  固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <b>納税証明書</b> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
			<b>土地賃借権を有する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 直借  登記簿謄本/抄本を提出する場合 <b>不動産登記簿謄本/抄本</b> <b>賃貸借契約書</b>  固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <b>賃貸借契約書</b> <b>納税証明書</b> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <b>賃貸借契約書</b>		
			<b>転借</b>  登記簿謄本/抄本を提出する場合 <b>不動産登記簿謄本/抄本</b> <b>賃貸借契約書</b> <b>転貸承諾書</b>  固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <b>賃貸借契約書</b> <b>転貸承諾書</b> <b>納税証明書</b> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <b>賃貸借契約書</b> <b>転貸承諾書</b>			
			<b>公有不動産又は公有水面を使用（土地）する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4ハ >	右欄のいずれかを選択 <b>使用許可証</b> <b>使用許可証明書</b>		
			<b>倉庫建設着手前の登録申請の場合</b> < 運用方針〔3〕2-4ホ > 倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イ又はロの書類（下欄参照）を提出することを条件に登録することとして差し支えない	右欄のいずれかを選択 <b>建築確認済証</b> <b>建築見積書</b> <b>請負契約書</b>		
			<b>建物所有権を有する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 直借  登記簿謄本/抄本を提出する場合 <b>不動産登記簿謄本/抄本</b>  固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <b>納税証明書</b> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
			<b>建物賃借権を有する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 直借  登記簿謄本/抄本を提出する場合 <b>不動産登記簿謄本/抄本</b> <b>賃貸借契約書</b>  固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <b>賃貸借契約書</b> <b>納税証明書</b> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <b>賃貸借契約書</b>		
			<b>転借</b>  登記簿謄本/抄本を提出する場合 <b>不動産登記簿謄本/抄本</b> <b>賃貸借契約書</b> <b>転貸承諾書</b>  固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <b>賃貸借契約書</b> <b>転貸承諾書</b> <b>納税証明書</b> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <b>賃貸借契約書</b> <b>転貸承諾書</b>			
			<b>公有不動産を使用（建物）する場合</b> < 運用方針〔3〕2-4ハ >	右欄のいずれかを選択 <b>使用許可証</b> <b>使用許可証明書</b>		
			<b>倉庫建設着手後の登録申請の場合</b> 右欄のいずれかを選択 建物について			

項目番号	省 令	施設設備基準				添付書類	別添番号	備考
2	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること<規則第3条の3第2項>	建築確認を要する倉庫	建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1イ> 告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄(下記)参照のこと	右欄のいずれかを選択	倉庫業を営む倉庫の場合	建築確認済証 完了検査済証(検査後直ちに)		
					倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合	用途変更に係る建築確認済証 上記建築確認済証に対応する完了検査済証(検査後直ちに) 用途のみ変更の場合は不要 建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書		
					右欄のいずれかを選択	消防法	右欄の該当するものにマーク	倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ(1)>
		建築確認を要しない倉庫	港湾法	右欄の該当するものにマーク	港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ(2)>	当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類		
		都市計画法	都市計画法	右欄の該当するものにマーク	都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ(3)>	開発許可書 地方自治体の発行する許可通知書(第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合)		
		右欄のうち該当するもの全てにマーク	消防法	右欄のいずれかを選択	消防法第2条第7項に規定する危険物を指定数量以上保管する倉庫にあっては、消防法第11条の規定により危険物貯蔵所の設置の許可を取得していることを要する。 <運用方針〔4〕8-1ハ(1)>	設置許可有り 設置許可なし 許可申請中でない 許可申請中である	危険物貯蔵施設の設置許可証 危険物貯蔵施設の設置許可証(許可後直ちに) 危険物貯蔵施設の設置許可証(許可後直ちに) 危険物貯蔵施設の設置許可申請書	
		高圧ガス保安法	高圧ガス保安法	右欄のいずれかを選択	高圧ガス保安法第16条第1項に規定する第一種貯蔵倉庫に該当するものについては、同条の許可を取得していること。 <運用方針〔4〕8-1ハ(2)> 高圧ガス保安法第17条の2第1項の第2種貯蔵所に該当するものについては同条の届出をしていることを要する。 <運用方針〔4〕8-1ハ(2)>	設置許可有り 設置許可なし 許可申請中でない 許可申請中である	第一種貯蔵所設置許可書 第一種貯蔵所設置許可証(許可後直ちに) 第一種貯蔵所設置許可証(許可後直ちに) 第一種貯蔵所設置許可申請書	
		液化石油ガス保安法	液化石油ガス保安法	右欄のいずれかを選択	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第1項に規定する液化石油ガスを保管する倉庫にあっては、同法第36条第1項の貯蔵施設の設置の許可を取得していることを要する。 <運用方針〔4〕8-1ハ(3)>	設置許可有り 設置許可なし 許可申請中でない 許可申請中である	貯蔵施設設置許可書 貯蔵施設設置許可書(許可後直ちに) 貯蔵施設設置許可書(許可後直ちに) 貯蔵施設設置許可申請書	
		石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等災害防止法	右欄のいずれかを選択	石油コンビナート等災害防止法第2条第4項に規定する第1種事業所(石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受ける必要のある事業所に限る。)である倉庫にあっては、同法第5条第1項の規定による届出をおこなっていることを要する。 <運用方針〔4〕8-1ハ(5)>	第1種事業所新設計画届出書		

項目番号	省令	施設設備基準		添付書類	別添番号	備考		
11	消防法施行規則第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること（倉庫延べ面積150㎡未満は150㎡とみなす）<規則第3条の4第2項第9号>	建築確認を要する倉庫		建築確認済証				
		右欄のいずれか選択	建築確認を要しない倉庫	耐火建築物の場合：200㎡に1単位以上の消火器がある<消防法施行規則第6条第2項>	右欄のいずれか選択	消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示）		
				耐火建築物以外の場合：100㎡に1単位以上の消火器がある<消防法施行規則第6条第1項>	右欄のいずれか選択	消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示）		
						消防用設備等点検結果報告書		
12	国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること<規則第3条の4第2項第10号>	出入口	施錠付き扉である<運用方針〔4〕2-11イ>	建具表等				
		開口部	（鉄格子 網入りガラス 線入りガラス）である<運用方針〔4〕2-11ロ>	建具表等				
		照明装置	出入口+両端1mの範囲の高さ1.5m部分（=出入口周辺部）の照度が2ルクス以上ある	右欄のいずれか選択	照度早見表を利用した簡易審査法により、照度の基準適合性を審査する場合<運用方針〔4〕2-11ハ（4）>	照明装置の位置が確認できる書類（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの）		
				右欄のいずれか選択	運用方針〔4〕2-11ハ（3）の計算式により、照度の基準適合性を審査する場合<運用方針〔4〕2-11ハ（2）>	照明装置の仕様書（照明設備表） 照明配置図（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの）		
		警備体制	警備業法第2条第5項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していなければならない<運用方針〔4〕2-11ニ>	右欄のいずれか選択	警備業務用機械装置を設置している	警備契約書（建築前であれば見積書）		
				右欄のいずれか選択	宿直などを警備会社に委託している	警備契約書（建築前であれば見積書）		
右欄のいずれか選択	24時間自社警備を行っている			警備状況説明書				
隣接部分の遮断	右欄のいずれかを選択	倉庫に隣接して関係者以外の者が管理する施設はない<運用方針〔4〕2-11ホ>		平面図				
		倉庫に隣接して関係者以外の者が管理する施設がある	倉庫全体を壁で区画し、開口部を閉鎖している	矩計図等				

(注1) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針(3)2-5ロなお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあっては、矩計図等の提出を要しない。

(注2) 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいう。なお、運用方針(3)2-5ハなお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあっては、建具表等の提出を要しない。